

# 千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナル利用拡大事業補助金 よくある質問（FAQ）

○「よくある質問（FAQ）」は、千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナル利用拡大事業補助金（以下、補助金）について、お問合せの多い質問に対する回答を掲載したものです。

|   | 質問                                                                                                                                          | 回答                                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 1 全体について                                                                                                                                    |                                                                                                          |
| 1 | 本制度は、フォワーダーも補助対象となるのか。                                                                                                                      | 本制度は、荷主企業を補助対象としており、荷主企業以外のフォワーダー等は対象外です。                                                                |
| 2 | 補助事業者（申請者）以外の者が、補助金を受け取ることはできるのか。                                                                                                           | <u>補助事業者（申請者）から委任を受けた者であれば、補助金の受取りが可能です。</u> 県に請求を行う際、交付請求書と併せて、委任状を提出願います。                              |
| 3 | 補助額における過去の利用実績とは、千葉港を利用した実績か、それとも補助金を利用した実績か。<br>【参考】<br>千葉県 HP「千葉港コンテナターミナル利用助成制度のご案内」「4 補助額」<br>「※過去に利用実績がある場合は、前年のコンテナ貨物取扱量に対する増加分に対し補助」 | 千葉港を利用した実績です。<br>なお、直近3か年以内に千葉港の利用実績がある場合は、継続利用の扱いとなり、直近3か年以内に千葉港の利用実績がない場合は、新規利用として扱います。                |
| 4 | 交付申請書に記入した「補助対象期間内の利用見込予定量」と、実績報告書に記載する「補助対象期間内の利用実績量」が大幅に乖離した場合、交付が受けられなくなる等のペナルティはあるのか。                                                   | ペナルティはありませんが、利用量を適切に見込んだ上での申請をお願いいたします。<br>なお、最終的に利用実績量が利用見込予定量を超えた場合でも、補助金は利用見込予定量までしか交付されませんので御注意願います。 |
| 5 | 各書類に代表者職氏名を記入する必要があると思うが、社長名ではなく、部署の代表者名や担当者名を記入してもよいか。                                                                                     | 社長名を記入願います。                                                                                              |

|                |                                                                                              |                                                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6              | 各書類について、提出前に事前に内容を確認いただくことは可能か。                                                              | 可能です。<br>港湾課港湾戦略室のメールアドレスに書類を御送付いただくと共に、当室宛てに、送付した旨の電話連絡をお願いいたします。（メールアドレスと電話番号は、最後に記載してあります。） |
| 2 補助金交付申請書について |                                                                                              |                                                                                                |
| 7              | 3 年ぶりに千葉港を利用する者が、交付申請する場合、申請書の「前年の利用実績量」は 3 年前の実績を記入するのか。<br>【例】<br>R5 利用、R6・7 利用なし、R8 利用の場合 | 3 年前の実績ではなく、前年の実績を御記入ください。左記の場合だと、「前年の利用実績量」は、なし（ゼロ）となります。<br>なお、3 か年以内の利用となるため、継続利用扱いとなります。   |
| 8              | 利用見込予定量が前年より 450TEU 多くなり、補助額上限である 400 万円を超えてしまう。<br>この場合、「1 申請額」はどう記入すればよいか。                 | 以下のように御記入ください。<br>1 申請額 金 4,000,000 円<br>(実額 4,500,000 円)<br>※前年の取扱量から 450TEU 多かった場合           |
| 9              | 交付申請書に代表者印等の押印は必要か。                                                                          | 不要です。                                                                                          |
| 3 登記事項証明書について  |                                                                                              |                                                                                                |
| 10             | 登記事項証明書は何年以内に発行したものが提出可能か。                                                                   | 3 カ月以内に発行したものを御提出ください。                                                                         |
| 4 誓約書について      |                                                                                              |                                                                                                |
| 11             | 誓約書に押す印鑑は、会社印と代表者印のどちらでもいいのか。（法人の場合）                                                         | 代表者印を押していただくようお願いいたします。                                                                        |
| 5 役員名簿について     |                                                                                              |                                                                                                |
| 12             | 役員名簿に押す印鑑は、会社印と代表者印のどちらでもいいのか。（法人の場合）                                                        | 代表者印を押していただくようお願いいたします。                                                                        |
| 13             | 役員名簿の住所欄は個人情報にあたるので空欄でもよいか。                                                                  | 役員名簿の項目は、 <u>住所を含め、全て記入</u> いただくようお願いいたします。なお、いただいた情報につきましては、補助金の補助対象外の者に該当しないかの確認に使用します。      |

|     |                                                                               |                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 6 補助金実績報告書について                                                                |                                                                                                                                   |
| 1 4 | 実績報告書に代表者印等の押印は必要か。                                                           | 不要です。                                                                                                                             |
| 1 5 | 複数の船社代理店と取引をしており、船社代理店 A は今年のみ、船社代理店 B は昨年のみ、船社代理店 C は、一昨年のみ利用であった場合、新規利用扱いか。 | 船社代理店が異なったとしても、3 か年以内の利用があれば、継続利用扱いとなります。                                                                                         |
| 1 6 | 補助対象期間内の利用実績量より前年の利用実績量の方が多い船社代理店があった場合、数量取扱証明書を船社代理店に発行してもらう必要はあるのか。         | 利用した全ての船社の数量取扱証明書が必要となります。<br>なお、継続利用扱いで前年より利用実績量が 10TEU を超えなかった場合、要件を満たさず、補助対象外となります。                                            |
| 1 7 | 補助対象期間の利用実績がない（ゼロ）場合でも、船社代理店に数量取扱証明書を発行してもらう必要があるのか。                          | 数量取扱証明書については、補助対象期間内及び前年で利用実績があった船社代理店分全ての証明書が必要となります。<br>なお、例外的に、本制度を前年に利用した場合、実績報告時に、昨年の証明書の写しを添付するか、昨年の提出書類を確認するよう本県に申し出てください。 |
|     | 7 補助金の交付時期について                                                                |                                                                                                                                   |
| 1 8 | 補助金は、いつ頃振り込まれるのか。                                                             | 原則として、本制度実施年の翌年 5 月末までに、指定口座に振り込みます。<br>（請求後、概ね 2 週間後に指定口座に振り込んでおります。）                                                            |
| 1 9 | 事前に、補助金を振り込んでいただく旨の連絡をいただけるのか。                                                | 事前の連絡は行っておりません。                                                                                                                   |

その他、御不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

【お問合せ先】

千葉県県土整備部港湾課港湾戦略室

電 話：043-223-3835

メール：kousin2（アットマーク）mz.pref.chiba.lg.jp

※（アットマーク）を@に変更して送信してください。

※特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、上記の電子メールアドレスへの広告、宣伝メールの送信を拒否いたします。